

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 30 日

各農林事務所長 殿

(土地改良部門及び土地改良事務所扱い)

農林水産部農地局長

かんがい期前における農業用排水路の安全管理の徹底について

このことについて、令和 4 年 3 月 29 日付け 3 関振第 2497 号をもって別添のとおり関東農政局農村振興部長から通知がありましたので、了知するとともに、貴所管内の市町村、土地改良区及び土地改良区連合あて周知願います。

なお、水利組合等の施設管理者に対しては市町村から周知するよう依頼願います。